



Kusamura Daisei

# 町長のうごき

## スケジュール(4/16~5/15)

4月16日(土) 牛深ハイヤ祭り記念式典(天草市牛深)  
 4月17日(日) 山鳥水源涵養林作業道舗装工事完成祝  
 4月18日(月) 熊本県市町村人権啓発推進連絡協議会総会  
 4月20日(水) 南阿蘇鉄道管理機構第1回理事会(南阿蘇村役場)  
 4月21日(木) 高森町商工女性部総会  
 4月22日(金) 南阿蘇鉄道工事感謝状贈呈式  
 4月24日(日) 草部郷土資料館落成式

4月25日(月) 熊本県町村会評議員会(熊本県庁)  
 4月27日(水) 文科省令和3年行幸啓御礼(東京都)  
 4月28日(木) 総務大臣陳情(東京都)  
 5月1日(日) 高森町消防団辞令交付式  
 5月2日(月) 新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第60回)  
 5月3日(火) 令和4年第3回高森町議会臨時会

**町の交際費** 2022年度町長交際費はありません。

### 町長の交際費・食糧費についてのお知らせ

私が町政を預かってから本年で12年目を迎えておりますが、令和元年5月から私に係る交際費及び食糧費について、全て自費にて公務を行っております。今後も引き続き、自費にて公務に励んで参ります。  
高森町長 草村 大成

**町発注工事と業務委託契約状況** 令和4年3月21日~4月20日分 ※入札(随意契約を含む)を行ったすべてを記載しています。(10万円以上)

番号	担当課	契約日	工事(業務委託)名	工期	契約相手	請負代金
1	税務課	令和4年3月23日	地方税電子申告支援サービス利用	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	株式会社TKC	1,419,000円
2	税務課	令和4年4月1日	登記済通知書(土地)入力支援業務委託	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	株式会社RKKCS	607,200円
3	税務課	令和4年4月1日	サーバ間連携機能ASPサービス利用	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	株式会社RKKCS	105,600円
4	税務課	令和4年4月1日	固定資産等地図情報管理システム運用 支援保守業務	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	株式会社九州不動産鑑定所	796,620円
5	税務課	令和4年4月1日	滞納整理業務専門員委託料	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	滞納整理学会	120,000円

## 熊本県からのお知らせ

### 無人航空機による農薬散布はルールを守りましょう!

無人ヘリコプターやマルチローター(ドローン)等の無人航空機による農薬散布等を行う場合は、国土交通大臣の許可・承認が必要となります。また、併せて県への散布計画の提出も必要です。さらに、散布にあたっては、基本ルールを守り、周辺住民やミツバチの巣箱などに農薬が飛散しないように注意してください。

☎ 熊本県農業技術課 ☎096-333-2381

### 平成28年熊本地震における住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資(建設資金、購入資金、補修資金)」の借入申込受付期間が令和5年4月30日まで延長されました

住宅金融支援機構では、平成28年熊本地震で被災した住宅を復旧するための「災害復興住宅融資(建設資金、購入資金、補修資金)」の借入申込の受付を継続しています。お申込みをご検討の方は、お早めにご相談ください。

☎ 住宅金融支援機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル) ☎0120-086-353(通話無料)

### 失語症者向け 意思疎通支援者養成講習会の受講者募集

熊本県が実施するこの講習会は、失語症者が地域の一員として安心して暮らすことができるように、失語症の症状や対応方法を理解し、会話の支援や日常生活上の外出場面にて意思疎通の支援を行える支援者を養成するものです。受講者募集は6月開始。

☎ 熊本県障がい者支援課 ☎096-333-2235

### 「くまもとマイタイムライン」を作って 早めに避難しよう!

「くまもとマイタイムライン」は、大雨や台風などの自然災害から身を守るため、あらかじめ一人ひとりの避難行動をまとめておく「防災行動計画」です。

マイタイムラインを作成することで、いざという時あわてずに避難でき、自分や家族の命を守ることに繋がります。

専用WEBサイトで作成できます。

詳しくは



### 「人権擁護委員の日」をご存じですか

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。全国人権擁護委員連合会では、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として特設の人権相談所を開設するなど、一層の人権尊重思想の普及高揚に努めることとしております。

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

●みんなの人権110番  
☎0570-003-110 または

●インターネット人権相談窓口  
<https://www.jinken.go.jp/> をご利用ください。

### 4月から老齢年金の繰り下げ受給の 上限年齢が75歳に引き上げられました



老齢年金の繰り下げの年齢について、上限が70歳から75歳に引き上げられました。

また、65歳に達した日後に受給権を取得した場合についても、繰り下げの上限が5年から10年に引き上げられました。

#### ●対象となる方

- ・70歳未満の方(昭和27年4月2日以降生まれの方)
- ・老齢年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過していない方(受給権発生日が平成29年4月1日以降の方)

☎ 熊本東年金事務所 ☎096-367-2503